

寒川町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第22号

寒川町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

寒川町児童手当事務処理規則(平成24年寒川町規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「児童手当等(児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。)」を「児童手当」に改める。

第4条中「児童手当・特例給付・認定・認定請求却下通知書」を「児童手当認定・認定請求却下通知書」に改める。

第6条中「児童手当・特例給付・額改定・改定請求却下通知書」を「児童手当額改定・改定請求却下通知書」に改める。

第11条中「同規則第4条第3項」を「同条第3項」に、「次により処理するものとする」を「当該届書の記載事項又は公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書又は公簿等による確認をもって当該手当の認定を取り消し、その旨を児童手当支給事由消滅通知書(第5号様式。以下「第5号様式」という。)により届出者又は受給者に通知する」に改め、同条各号を削る。

第14条中「未支払児童手当等請求書」を「未支払児童手当請求書」に、「未支払児童手当等請求書(施設等受給者用)」を「未支払児童手当請求書(施設等受給者用)」に改め、同条第1号中「児童手当等」を「児童手当」に、「未支払児童手当・特例給付・支給決定・請求却下通知書」を「未支払児童手当支給決定・請求却下通知書」に改める。

第15条第1項及び第2項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3項中「児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書」を「児童手当に係る寄附受領証明書」に改

め、同条第4項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第17条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第18条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「児童手当等の支払い」を「法第8条第4項ただし書の規定による支払」に、「支払い」を「支払」に、「児童手当・特例給付支払通知書」を「児童手当支払通知書」に改め、同条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第19条の見出し中「差止」を「差止め」に改め、同条中「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付支払差止通知書」を「児童手当支払差止通知書」に改める。

第20条中「児童手当等」を「児童手当」に、「差し止め」を「差止め」に、「取消」を「取消し」に改める。

第1号様式から第9号様式までを次のように改める。

第 1 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

様

寒川町長

認 定
児童手当 通知書
認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、
とおり認定
次の しましたので通知します。
理由で請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 に 関 す る 事 項	
1 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	(第3子以降) 人
	計 人
2 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	(第3子以降) 円
	計 円
3 支給開始年月	年 月から
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

様

寒川町長

認 定
児童手当 通知書(施設等受給資格者用)
認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、
とおり認定
次の理由で請求を却下 しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 に 関 す る 事 項							
1 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人
(3歳未満)	人						
(3歳以上)	人						
計	人						
2 手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円
(3歳未満)	円						
(3歳以上)	円						
計	円						
3 支給開始年月	年 月から						
4 支給対象児童の氏名及び生年月日(※)							
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由(※)							
(※)4及び5については、この通知書の別紙をご確認ください。							
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項							
却下した理由 ()							
備考							

4 支給対象児童の氏名及び生年月日

児童の氏名	生年月日	児童の氏名	生年月日

5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理 由	児童の氏名	生年月日	理 由

第 3 号様式(第 6 条、第 7 条、第 10 条関係)

年 月 日

様

寒川町長

額 改 定
児童手当 通知書
額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり
職 権
改定 しましたので通知します。
却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	(第3千以降) 人
	計 人
2 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	(第3千以降) 円
	計 円
3 改定年月	年 月から
4 改定(増・減額)の理由 ()	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備 考	

第 4 号様式(第 8 条～第 10 条関係)

年 月 日

様

寒川町長

額 改 定 通知書(施設等受給者用)
児童手当 額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり
改定 職 権
却下 しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3 改定年月	年 月から
4 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
(※)4及び5については、この通知書の別紙をご確認ください	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

4 増額または減額の原因になる児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定(増・減額)理由

5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定の理由

第 5 号様式(第 11 条、第 13 条関係)

年 月 日

様

寒川町長

児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

年 月 日

様

寒川町長

児童手当支給事由消滅通知書(施設等受給者用)

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

第 7 号様式(第 14 条関係)

年 月 日

様

寒川町長

支給決定
未支払児童手当 通知書
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給

支給することに決定
については、次のとおり しましたので通知します。
請 求 を 却 下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

年 月 日

様

寒川町長

支 給 決 定
未支払 児童手当 通知書(施設等受給者用)
請 求 却 下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、

支給することに決定
次のとおり しましたので通知します。
請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

児童の氏名	住 所	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月 分から 年 月 分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月 分から 年 月 分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月 分から 年 月 分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月 分から 年 月 分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		

合計 円

児童手当に係る寄附受領証明書

住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等)

金 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当のうち、上記の額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

 年 月 日

寒川町長

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

第13号様式から第17号様式までを次のように改める。

年 月 日

住所
氏名

様

寒川町長

保育料特別徴収通知書

児童手当法第 22 条の規定により、保育料の特別徴収額を次のとおり決定(変更)したので通知します。

1 対象児童

児童の氏名

2 徴収内容

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年 4 月 分	(円 月 分 保 育 料)	
年 6 月 分	(円 月 分 保 育 料)	
年 8 月 分	(円 月 分 保 育 料)	
年 10 月 分	(円 月 分 保 育 料)	
年 12 月 分	(円 月 分 保 育 料)	
年 2 月 分	(円 月 分 保 育 料)	

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

寒川町長

児童手当支払通知書

児童手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みますので通知します。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項(同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。)若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第6項若しくは第7項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

支払年月日

年 月 日

第 15 号様式(第 18 条関係)

年 月 日

様

寒川町長

児童手当支払通知書(施設等受給者用)

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みますので通知します。

児童の氏名	生年月日	支払の内容		
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円

合計 円

支払年月日

年 月 日

年 月 日

様

寒川町長

児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

年 月 日

様

寒川町長

児童手当支払差止通知書(施設等受給者用)

次のとおり児童手当の支払を差止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の寒川町児童手当事務処理規則(次項において「旧規則」という。)の規定により使用されている様式は、この規則による改正後の寒川町児童手当事務処理規則の規定による様式とみなす。

(残存用紙の使用)

- 3 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。